

(目的)

第1条 この条例は、将来、医師、看護師、助産師又は准看護師（以下「医療従事者」という。）として市内の医療機関等に勤務しようとする者に対し、修学に必要な資金（以下「奨学金」という。）を貸し付けることにより、本市の医療を支える人材を育成し、もって本市の地域医療の確保及び充実を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学
- (2) 養成施設 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第20条から第22条までの規定により文部科学大臣、厚生労働大臣若しくは都道府県知事が指定した学校又は養成所
- (3) 医療機関等 市内の病院、診療所その他市長が適当と認める施設
- (4) 医学生 大学において医学を履修する課程に在学する者
- (5) 看護学生等 第2号に規定する学校又は養成所に在学している者

2 この条例において「奨学生」とは、この条例により奨学金の貸付けを受ける者をいう。

(奨学生の資格)

第3条 奨学生は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 医療従事者として市内の医療機関等に勤務する意思を有する者
- (2) 庄原市奨学金貸付条例（平成17年庄原市条例第80号）及び庄原市奨学金支給条例（平成17年庄原市条例第81号）による奨学金を現に受けていない者

(奨学金の貸付額)

第4条 奨学金は、予算の範囲内で、次の各号に掲げる額を貸し付けるものとする。

- (1) 医学生 月額 200,000円以内
- (2) 看護学生等 月額 100,000円以内

2 市長は、奨学生のうち大学又は養成施設に入学する者に対して、入学支度金を貸し付けることができる。ただし、貸付けの額は、次のとおりとする。

- (1) 医学生 1,000,000円以内
- (2) 看護学生等 500,000円以内

3 前2項に規定する奨学金の貸付基準及び入学支度金の貸付基準は、規則で定める。

(貸付期間)

第5条 奨学金の貸付期間は、奨学生として決定された日の属する年度の4月から大学又は養成施設を卒業する月までとし、次の各号に掲げる期間を限度とする。

- (1) 医学生 6年
- (2) 看護師 5年
- (3) 助産師 4年
- (4) 准看護師 2年

(貸付申請)

第6条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、規則に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(審査会の設置)

第7条 奨学金の貸付け等に関する必要な事項について審査するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、庄原市医療従事者育成奨学金貸付審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第8条 審査会は、市長の要請に応じ、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 奨学金の貸付けの可否に関する事項
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織等)

第9条 審査会は、委員5人で組織する。

2 委員は、非常勤とする。

(任期)

第10条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けたときの後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認めるときは、任期中においても委嘱を解くことができる。

(貸付けの決定)

第11条 奨学生は、審査会で選定し、市長が決定する。

(貸付けの休止)

第12条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その事実が生じた日の属する月の翌月分（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその事実が消滅した日の属する月の分まで、奨学金の貸付けを休止するものとする。

- (1) 大学又は養成施設の課程を休学したとき。
- (2) 大学又は養成施設の課程において停学の処分を受けたとき。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、奨学金の休止期間が同項第1号の場合にあつては2年、同項第2号の場合にあつては2月をそれぞれ超えるときは、奨学金の貸付けを停止することができるものとする。

(貸付けの停止)

第13条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その事実が生じた日の属する月の翌月分（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から奨学金の貸付けを停止するものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 大学又は養成施設の課程を退学したとき。
- (3) 奨学生であることを辞退したとき。
- (4) 心身の故障又は学業成績不振のため、大学又は養成施設の課程の履修を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、奨学金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(返還の猶予)

第14条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由の継続する期

間に限り、奨学金の返還の債務の履行を猶予することができる。

- (1) 医師の免許を取得した後、引続き臨床研修を受けているとき。
- (2) 臨床研修を終了した日の翌日から起算して3年を経過する日の属する月の末日までの期間を経過していないとき。
- (3) 医療従事者の免許を取得した後、大学、大学院又は養成施設に在学しているとき。ただし、在学の期間は、4年を限度とする。
- (4) 医療従事者の免許を取得しようとするとき。ただし、その期間は、大学又は養成施設を卒業後、1年を限度とする。
- (5) 次条第1項各号に規定する返還債務の免除要件に該当する期間において、市内の医療機関等に医療従事者として勤務しているとき。
- (6) 心身の故障、災害その他やむを得ない事由により奨学金の返還が困難であると認められるとき。ただし、期間は、1年を限度とする。

(返還の免除)

第15条 市長は、奨学生が次の各号に掲げる要件を満たした場合は、奨学金の返還の債務の全部を免除することができる。

- (1) 医学生 臨床研修を終了した日の翌日以降において、奨学金の貸付けを受けた期間の1.5倍に相当する期間（ただし、この期間が3年に満たない場合は、3年とする。）、市内の医療機関等に勤務したとき。
- (2) 看護学生等 必要な資格を取得し、直ちに市内の医療機関等に勤務し、奨学金の貸付けを受けていた期間の1.5倍に相当する期間、継続して勤務したとき。

2 市長は、規則に定めるところにより奨学金の未返還額の一部を免除することができる。

(死亡等による返還免除)

第16条 市長は、奨学生又は奨学生であった者が死亡し、又は心身に著しい障害を受け、奨学金の返還ができなくなったときは、未返還額の全部又は一部を免除することができる。

2 前項の規定により、奨学金の返還に係る債務の免除を受けようとする者は、規則に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(奨学金の返還)

第17条 前2条に該当しない奨学生であった者は、奨学金を返還しなければならない。

2 貸し付けた奨学金は、無利子とする。

3 奨学生であった者は、第14条に規定する返還の猶予期間を終了した月の翌月から起算して6月を経過した後10年以内に奨学金を返還しなければならない。ただし、全部又は一部を繰り上げて返還することができる。

4 奨学生であった者は、第13条の規定により奨学金の貸付けを停止されたときは、停止された月から起算して6月を経過した後から前項に準じて奨学金を返還しなければならない。

5 入学支度金は、奨学金の返還額に合算して返還しなければならない。

6 奨学生又は奨学生であった者が奨学金を目的外に使用したとき、不正な手段により貸付けを受けたとき、又は返還金の支払いを継続して怠ったときは、市長は、期限の利益を喪失させ、貸し付けた奨学金の全部又は一部について直ちに返還を命ずることができる。

(異動等の届出義務)

第18条 奨学生又は奨学生であった者は、奨学金返還完了前において、次の各号のいずれかに該当した

ときは、関係書類を添えて直ちに市長に届け出なければならない。

- (1) 休学又は退学したとき。
- (2) 復学したとき。
- (3) 転学したとき。
- (4) 奨学金を必要としなくなったとき。
- (5) 大学又は養成施設を卒業したとき。
- (6) 住所又は氏名を変更したとき。
- (7) 連帯保証人を変更したとき。
- (8) 連帯保証人の住所又は氏名を変更したとき。

2 父母（父母がいない場合にあつては、これに代わって家計を支える者）又は連帯保証人は、奨学生又は奨学生であった者が奨学金返還完了前に死亡したときは、関係書類を添えて直ちに市長に届け出なければならない。

（延滞金）

第19条 奨学生であった者は、正当な事由がなく奨学金を返還期日までに返還しないときは、延滞金を支払わなければならない。

（委任）

第20条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

（以下 略）

(趣旨)

第1条 この規則は、庄原市医療従事者育成奨学金貸付条例（平成21年庄原市条例第48号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(医療機関等)

第2条 条例第2条第1項第3号に規定する市長が適当と認める施設とは、学校、保育所、幼稚園及び介護保険サービス事業所をいう。

(貸付基準)

第3条 条例第4条第3項に規定する奨学金の貸付基準及び入学支度金の貸付基準は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 奨学金

- ア 医学生 月額200,000円
- イ 看護学生等

区分		貸付月額	
大学	国公立	自宅通学	60,000円
		自宅外通学	80,000円
	私立	自宅通学	80,000円
		自宅外通学	100,000円
看護師養成所		自宅通学	50,000円
		自宅外通学	70,000円
准看護師養成所		自宅通学	30,000円
		自宅外通学	50,000円

(2) 入学支度金 当該大学又は養成施設の入学金相当額を限度とする。

(貸付けの申請)

第4条 庄原市医療従事者育成奨学金（以下「奨学金」という。）の貸付けを受けようとする者は、庄原市医療従事者育成奨学金貸付申請書（様式第1号。以下「貸付申請書」という。）に、次の表の区分に応じ、添付書類を添えて市長に提出しなければならない。

区分	添付書類
医学生	1 大学の在学証明書 2 在学する大学の推薦調書又は直近に在学していた高等学校等の推薦調書（様式第2号） 3 在学する大学の学業成績表（当該年度の入学者は除く。） 4 その他市長が必要と認める書類
看護学生等	1 大学又は養成施設の在学証明書 2 在学する大学若しくは養成施設の推薦調書又は直近に在学していた高等学校等の推薦調書（様式第3号）

- | | |
|--|------------------------------------|
| | 3 在学する大学又は養成施設の学業成績表（当該年度の入学者は除く。） |
| | 4 その他市長が必要と認める書類 |

（誓約書等の提出）

第5条 奨学金及び入学支度金の貸付けを申請する者は、貸付申請書の受付期間終了までに連帯保証人が連署した誓約書（様式第4号）に連帯保証人の印鑑証明及び市町村民税の納税証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

（申請書の受付期間）

第6条 貸付申請書の受付期間は、毎年2月16日から4月25日までとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（審査会の委員）

第7条 庄原市医療従事者育成奨学金貸付審査会（以下「審査会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1） 庄原市医師会に属する医師 3人
- （2） 市内高等学校長 1人
- （3） 学識経験を有する者 1人

（会長及び副会長）

第8条 審査会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により、これを定める。
- 3 会長は、審査会を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第9条 会議は必要に応じて会長が招集する。

- 2 会議は、在任委員の過半数の出席をもって開くものとする。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 4 議事は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（審査会の庶務）

第10条 審査会の庶務は、保健医療課において処理する。

（貸付けの決定）

第11条 市長は、貸付申請書の受付期間終了後、15日以内に審査会の意見を聴いて貸付けの決定を行い、適当と認めるときは決定通知書（様式第5号）により、不適当と認めるときは不決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（連帯保証人）

第12条 貸付の決定を受けた者は、連帯保証人は2人とし、奨学生と連帯して債務を負担する能力のある者でなければならない。ただし、1人は申請者及び他の連帯保証人と生計を同一にする者でない者とする。

- 2 連帯保証人が死亡等により欠けたときは、補充しなければならない。

（奨学金の貸付方法）

第13条 奨学金は、4月分から6月分までは4月（初年度は5月又は6月とする。）に、7月分から9月分までは7月に、10月分から12月分までは10月に、1月分から3月分までは1月に交付するものとする。

る。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

2 入学支度金は、前項に規定する初年度の5月又は6月に交付する奨学金と合算して交付するものとする。

3 奨学金及び入学支度金の貸付けは、金融機関に設けられた奨学生名義の預貯金口座に振り込む方法により行うものとする。

(奨学生の確認)

第14条 奨学生は、奨学金の貸付けを受けている期間中は、毎年度、4月30日までに、大学又は養成施設に所属する学年を記載した在学証明書を市長に提出しなければならない。

(異動等の届出)

第15条 奨学生又は奨学生であった者は、奨学金返還完了前において、次の各号のいずれかに該当したときは、該当する様式に関係書類を添えて、直ちに市長に届け出なければならない。ただし、本人が疾病などのために届け出ることができないときは、父母等又は連帯保証人が届け出るものとする。

(1) 大学又は養成施設を休学・停学又は退学したときは、休学・停学・退学届(様式第7号)

(2) 大学又は養成施設を復学したときは、復学届(様式第8号)

(3) 大学又は養成施設を転学したときは、転学届(様式第9号)

(4) 奨学金を必要としなくなったときは、辞退届(様式第10号)

(5) 大学又は養成施設を卒業したときは、卒業届(様式第11号)

(6) 住所又は氏名を変更したとき(連帯保証人を含む。)は、住所・氏名変更届(様式第12号)

(7) 連帯保証人を変更したときは、連帯保証人変更届(様式第13号)

2 父母等又は連帯保証人は、奨学生又は奨学生であった者が奨学金返還完了前に死亡したときは、死亡届(様式第14号)に関係書類を添えて市長に届け出なければならない。

(奨学金の休止及び停止)

第16条 市長は、条例第12条及び第13条の規定により奨学金の貸付けの休止又は停止をしたときは、その旨を貸付休止(停止)通知書(様式第15号)により奨学生に通知する。

(奨学金貸付けの再開)

第17条 市長は、奨学金の貸付けを休止された者が復学届を提出したときは、その届出の日の属する月から奨学金の貸付けを再開することができる。

(奨学金の額の変更)

第18条 市長は、奨学生からの異動等の届出により奨学金の貸付額の変更を生じたときは、異動等のあった日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から奨学金の額を変更することができる。

2 市長は、前項の規定により奨学金の貸付額の変更を決定したときは、貸付変更通知書(様式第16号)により奨学生に通知するものとする。

(借用証書の提出)

第19条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当したときは、借用証書(様式第17号)を遅滞なく市長に提出しなければならない。

(1) 条例第5条の規定による奨学金の貸付期間が満了したとき。

(2) 条例第13条の規定による奨学金の貸付けを停止されたとき。

(奨学金の返還猶予)

第20条 条例第14条の規定により奨学金の返還猶予を受けようとする者は、返還猶予申請書(様式第18

号) にその事実を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に定める返還猶予申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、返還猶予承認書(様式第19号)により関係者に通知するものとする。

3 前項の規定により奨学金の返還猶予を承認された者は、猶予期間中にその事由が消滅したときは、返還猶予事由消滅届(様式第20号)を市長に提出しなければならない。

(奨学金の返還免除)

第21条 条例第15条又は条例第16条の規定により奨学金の返還免除を受けようとする者は、返還免除申請書(様式第21号)にその事実を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に定める返還免除申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、返還免除承認書(様式第22号)により関係者に通知するものとする。

3 前2項の規定により返還免除を承認された者は、免除期間中にその事由が消滅したときは、返還免除事由消滅届(様式第23号)を市長に提出しなければならない。

(返還の一部免除)

第22条 条例第15条に規定する奨学金の一部免除の額は、未返還額に庄原市内の医療機関等に勤務した年数を奨学金の貸付けを受けた期間の1.5倍に相当する期間で除した割合を乗じて得た額とする。(ただし、算定された額に千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。)

(奨学金の返還)

第23条 奨学金の返還は、月賦又は半年賦若しくは年賦とし、期間内に納付しなければならない。ただし、前納することを妨げない。

2 奨学金の返還額は、市長が特別な事情があると認める場合を除くほか、返還すべき金額の総額を返還期間内の返還回数で除した額を1回の返還額とし、残額は最終の返還時に加えて返還するものとする。

3 奨学金の貸付けの停止をされた者の返還は、前2項の規定を適用する。

(奨学金の戻入)

第24条 奨学生又は奨学生であった者は、奨学金の休止及び停止の決定に伴う貸付期間を超えて奨学金の貸付けを受けたときは、その奨学金を速やかに戻入しなければならない。

(延滞金)

第25条 延滞金は、奨学金の返還期日の翌日から起算して返還する日までの日数に応じ、返還すべき額について、年利10パーセントを乗じて算定した額とする。ただし、延滞金に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満のときは、その端数金額又はその金額を切り捨てるものとする。

(勤務期間の算定方法)

第26条 条例第15条に規定する勤務期間の算定に当たっては、業務に従事した日の属する月から当該業務に従事しなくなった日の属する月までの期間をもって勤務期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の勤務期間内に連続した1月以上の研修及び休職(業務に起因するものを除く。以下同じ。)をし、又は停職となった期間があるときは、当該研修及び休職をし、又は停職となった期間の開始する日の属する月からその終了する日の属する月までの月数を除いた期間をもって勤務期間とする。

3 前2項の勤務期間のうち1暦年において6月以上勤務した場合は、1年とみなすものとする。

(補則)

第27条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。